

議案第53号

損害賠償の額を定めることについて

二宮町は、第43回二宮町子ども野外研修委託に係る損害賠償の請求について、次のとおり、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定によって、議会の議決を求める。

1. 損害賠償額 177,228円
2. 相手方 (住所) 中郡二宮町二宮961
(氏名) 二宮町子ども野外研修実行委員会
委員長 府川 陽一
3. 事件の概要 第43回二宮町子ども野外研修委託において、事業の中止に伴い、上記実行委員会は事業の実施場所である施設をキャンセルした。このことにより、当該施設を管理・運営する事業者から、損害賠償の請求を受けたことに伴い、上記業務委託契約約款第22条第2項の規定に基づき、二宮町に賠償額の負担を求めたもの。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子